

会 務 月 報

第399号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成28年5月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成28年5月25日(水)
13:30～15:55
2. 場 所 日事連会議室
3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数
常任理事会構成者総数14名、定足数8名、出席者数14名
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
会 長 大内達史
副 会 長 宮原克平、富岡 學、佐野吉彦、田畑光三、
朝岡市郎、井上精二
専務理事 居谷献弥
常任理事 伊藤光洋、遠藤正幸、栗原憲昭、佐々木宏幸、
仲元典允、山本康一郎
事 務 局 前田敏明事務局長兼総務課長、鈴木雅之広報企
画担当課長、千浜民子業務課長
5. 議 長
大内達史会長より議長について諮り、田畑光三副会長を議長
に選任した。
6. 議事録署名人
大内達史会長、田畑光三副会長
7. 議 事
(1) 協議事項
1) 第64回定時総会議題について
①平成27年度事業報告事項
事務局より、資料1のうち報告事項1の平成27年度事

業報告案について、会議報告、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、基本問題検討、景観・まちづくり、住宅金融支援機構適合証明業務及び対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。この事業報告は5月17日の監査会を経たものである。

②平成27年度公益目的支出計画実施報告について

事務局より、資料1のうち報告事項2の平成27年度公益目的支出計画実施報告について、今年度は公益目的支出額が1億3,318万円余であり、平成29年度末までに公益目的支出計画が完了する見込みであるとの説明がなされた。この実施報告は5月17日の監査会を経たものである。

③平成27年度決算について

事務局より、資料1のうち第1号議案に該当する一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成27年度決算案について説明がなされた。なお、この財務諸表は5月17日の監査会を経たものである。

④任期満了に伴う役員改選について

事務局より、資料1のうち第2号議案に該当する任期満了に伴う役員改選について、説明がなされた。

協議の結果、すべての原案を了承し、資料1を5月通常理事会に提案することを決めた。

2) 執務環境整備WGの報告について

佐々木宏幸執務環境整備WG主査より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

WGでは、執務環境を整備、改善するために特に重要と思われる課題を8項目（①建築士事務所のための社会的PR活動、②雇用問題、③長時間労働の是正問題、④業務報酬の問題、⑤多様な発注方式（デザインビルド等）の問題、⑥教育環境問題、⑦設計精度向上のための具体的対策、⑧次世代育成問題）抽出し、8人の委員が1項目ずつ担当として調査・検討し、月に1回程度WGを開催して全項目を議論して報告書をまとめた。いずれの事項も重要かつ難解な課題であり、1年程度で結

論が出せるものではない。この報告書に対する会員の皆様の意見を頂戴し、他の課題とともに継続して調査・検討していきたい。

山本康一郎常任理事より、この報告書の発表等は考えているのかとの質問がなされ、佐々木主査より、当WGがテレビ会議WGを引継ぎ、SNSと会員増強を併せて検討していくことも考えているので、公表等はそれらの検討後が良いのではないかと回答がなされた。

協議の結果、資料2の原案を了承し、5月通常理事会に提案することを決めた。

3) 熊本地震への対応について

事務局より、資料3-1及び3-2によって次の趣旨の説明がなされた。

4月14日から発生した熊本地震を受け、4月18日に臨時正副会長会を開催し、熊本地震での災害対策活動を機動的かつ総合的に推進し単位会の活動を支援することを目的に、大内会長を本部長とする「熊本地震対策本部」を同日に設置した。

当面の対応方針は以下のとおり。

①状況等の把握、②被害を受けた県以外の単位会への要請、③行政等から、広域的支援として、「応急危険度判定士」及び「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者」の確保等の要請がなされた場合には、事務所協会としてできる限り協力すること、④甚大な被害を受けた県の単位会への支援として、熊本会へ義捐金100万円の贈呈及び早期の復旧のために必要となることが見込まれるため、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者講習会」の熊本会会員の受講料相当を補助すること。

熊本会では、4月19日に「平成28年熊本地震対策本部」を設置し、応急危険度判定に対する判定士の派遣、相談受付及び被災者の依頼に基づく建築物の調査等を実施した。

大内会長より、現地に建築復興支援センターを設置して応援したいとの提案がなされ、協議の結果、資料3の原案及び同センターの設置を了承し、5月通常理事会に提案することを決め

た。

4) 平成28年度建築士事務所キャンペーンの実施について

栗原憲昭広報・渉外委員長より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

法定団体としての単位会・日事連の役割、建築士事務所の業務等の重要性及び改正建築士法の内容を一般消費者に周知するとともに、会員増強に向けた活動を行うことを目的にキャンペーンを実施する。今年度はキャンペーン事業の実施経費として、上限10万円を単位会に助成する。ただし、平成29年度以降については未定である。配布資料は、昨年同様「国民への周知パンフレット」、「安心して家を建てるには」改訂版（8月中に改訂予定）及び「建築主向け 建築士法改正に係わるパンフレット」に加え、「建築士向け 建築士法改正に係わるパンフレット」の4種類とする。

佐々木常任理事より、執務環境整備WGの報告書にもあるが、相談会等を全国または地域等で一斉に開催しプレスリリースすれば、マスコミに取り上げてもらいやすくなり、PR効果が高まるのではないかと意見が出され、栗原委員長より検討したいとの回答がなされた。

協議の結果、資料4の原案を了承し、5月通常理事会に提案することを決めた。

5) 平成28年度共同要望運動の実施について

栗原広報・渉外委員長より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

今年度の共同要望項目は、昨年同様以下の4項目とするが、要望項目②（価格以外の要素を考慮）の説明文中に「適切な設計工期の確保とともに」を追記した。6月末までに単位会へ要望書を送付し実施について依頼する予定である。

①建築物の設計・工事監理業務の発注に際しては、業務報酬基準に準拠した契約をすること

②建築物の設計・工事監理業務の設計者の選定に際しては、価格以外の要素を考慮すること

③建築物の設計・工事監理業務の設計者の選定に際しては、賠償責任保険への加入を条件とすること

④建築物の設計・工事監理業務の設計者の選定に際しては、
「建築CPD情報提供制度」の実績を活用すること
協議の結果、資料5の原案を了承し、5月通常理事会に提案することを決めた。

6) 第40回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施要項について

大内全国大会実行特別委員長及び事務局より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

10月7日に帝国ホテルで全国大会を実施する。大会テーマは「成長から匠の技を活かす成熟した社会の醸成へ」とし、日建設計の山下知彦氏に講演してもらう。午前中には、近くの銀座東武ホテルで、構成員事務所に所属する概ね50歳以下の所員を対象に、青年話創会という行事を企画しているところである。参加費は、式典及びパーティ込みで16,000円、青年話創会参加者は12,000円とするが、青年話創会のみ参加の場合は無料とする。

協議の結果、資料6の原案を了承し、5月通常理事会に提案することを決めた。

7) 建築士事務所の管理研修会テキスト改訂ワーキンググループの設置について

山本教育・情報委員長より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

法定講習である管理建築士講習の経過措置期間終了後の平成24年度から「建築士事務所の管理講習会」を「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」として再開したが、その際に、事務所登録更新期間である5年ごとに開設者・管理建築士に受講してもらうことを推奨し、テキストの内容も5年ごとに更新することとした。来年度はその更新の時期に当たるため、「建築士事務所の管理研修会テキスト改訂ワーキンググループ」を設置して改訂作業に着手したい。総勢9名の委員で主査には佐野副会長が就任する。

協議の結果、資料7の原案を了承し、5月通常理事会に提案することを決めた。

8) 管理建築士講習に関する建築技術教育普及センターからの

要請について

山本教育・情報委員長より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

建築技術教育普及センターより管理建築士講習に関する以下の申し入れがあった。

①平成27年度の経費配分は、本来ならば400円程度の減額が必要であったが、受講者の減少に歯止めをかけるために据え置いた。しかし、その前提であった想定受講者数2,000名を大きく下回る1,453名の受講しかなかったことから、経費配分の見直し及び講習実施方法についても協議を始めた。②平成28年度については、追加講習を実施し、受講者確保に努めてほしい。③平成29年4月に予定されている消費税率引き上げによる受講手数料の見直しについても協議したい。

協議の結果、見直しは避けられないため、同センターと協議することを了承し、5月通常理事会に報告することを決めた。

9) 適合証明技術者業務講習と既存住宅現況検査技術者講習の同日講習の実施について

遠藤正幸業務・技術委員長より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

中古住宅市場の活性化に向けた宅建業法の改正等、インスペクションについてはその重要性がますます高まっているため、平成28年度においても平成26年度と同様に適合証明技術者業務講習と住宅瑕疵担保責任保険協会が手掛ける既存住宅現況検査技術者講習の同日講習を実施する。受講料及び費用配分等については平成26年度と同様の枠組みである。

協議の結果、原案を了承し、資料9を6月通常理事会に提案することを決めた。

10) 建築士事務所マネジメント支援ツール「JAAF-MST」のバージョンアップについて

遠藤業務・技術委員長より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

バージョンアップ後の2016年版では、耐震診断・耐震改修の業務報酬基準（告示第670号）に対応し、従来は手動でコピ

ー&ペーストする必要があったものを簡単にデータ移行できるようにする。その他データ入力件数の増加等の改善が図られる。

協議の結果、原案を了承し、資料10を5月通常理事会に提案することを決めた。

11) 会員増強単位会表彰について

大内会長及び事務局より、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

正副会長及び総務・財務委員長で構成する会員増強単位会表彰審査委員会で、平成27年度の各単位会の会員増加数及び増加率を勘案し、最も増加数の多かった茨城会及び最も増加率が高かった鳥取会を表彰対象とした。なお、表彰は10月の全国大会で行う予定である。

協議の結果、原案を了承し、5月通常理事会に提案することを決めた。

12) 第64回定時総会等のスケジュール及び運営について

事務局より、6月14日に銀座東武ホテルで行われる第64回定時総会及び第125回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び運営について、資料12によって説明がなされ、各会議の担当者が次第のとおり進行することを確認した。

協議の結果、全国会長会議の報告事項を一部修正及び説明者を変更し、5月通常理事会に提案することを決めた。

13) 5月通常理事会の議題等について

事務局より、資料13によって説明がなされ、協議の結果、原案どおり資料13を5月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(2) 報告事項

1) 平成28・29年度役員候補者について

大内会長及び佐々木総務・財務委員長より、資料14によって役員候補者の説明がなされた。

2) 改正建築士法施行後の周知状況及び課題並びに公共団体の設計業務発注に関する課題について（単位会へのアンケート結果より）

事務局より、資料15-1及び15-2によって次の趣旨

の説明がなされた。

改正建築士法施行後の周知状況については、会員への周知は概ねなされていると認識している。一方、会員外の事務所、建築主等、一般への周知は不十分であり、広範なPR、周知を図る必要がある。特に、業務報酬に準拠した契約の締結、重要事項説明及び賠償責任保険の加入義務化等はまだまだ周知されていないと思われる。

公共団体の設計業務発注に関する業務報酬基準については、ほぼ告示第15号または官庁営繕部積算基準が採用されている。ただし、業務内容と合わない細分率が採用される等、予定価格が低くなっているようである。また、多様な発注方式の採用が高い傾向にあり、賠償責任保険への加入がほとんどの自治体での入札条件、評価事項とされていない。

3) 基礎ぐい工事問題に関する対策等について

居谷献弥専務理事より、資料16-1及び16-2により次の趣旨の説明がなされた。

横浜市のマンションに端を発した基礎ぐい工事に係る問題の発生を受け、国交省は「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」を設置し、再発防止策等を検討し、昨年12月に中間とりまとめを行ったところである。今般、中間とりまとめを受け、基礎ぐい工事に関する適正な設計・工事監理のための措置を以下のとおり公表した。

①基礎ぐい工事における工事監理ガイドラインの策定、②地盤の特性に応じた設計方法等に関する周知徹底、③建築基準法に基づく中間検査における工事監理状況の確認

また、基礎ぐい問題を受けて、四会では以下の取り組みについて確認した。

①基礎ぐい等の設計に係わる発注者へのお願い用チラシの作成、②狭義の「工事監理」と広義の「監理」の違いの整理、③告示第15号の見直し要望の検討、④「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款」の変更の検討

4) 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会の実施予定について

遠藤業務・技術委員長より、資料17によって次の趣旨の説

明がなされた。

日本建築防災協会より「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針 2015年改訂版」が発行され、4月20日より単位会及び日事連主催で講習会を開始した。熊本地震を受け、熊本会及び大分会は講習日程を前倒しして実施する。

5) 会員・構成員異動報告

平成28年2月末、3月末及び4月末の会員及び構成員数等が、事務局より次のとおり報告がなされた。単位会別構成員数等は資料18のとおり。

平成28年2月29日現在 正会員46団体、構成員14,905事務所、賛助会員4社

平成28年3月31日現在 正会員46団体、構成員14,798事務所、賛助会員4社

平成28年4月30日現在 正会員46団体、構成員14,762事務所、賛助会員4社

6) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料19により報告がなされた。

7) 経過報告について、事務局より資料20により報告がなされた。

<配付資料>

資料1：第64回定時総会議案書

資料2：建築士事務所の執務環境整備ワーキンググループ報告(案)

資料3-1：熊本地震への対応について

資料3-2：平成28年熊本地震に対する対応状況

資料4：平成28年度建築士事務所キャンペーン事業について

資料5：平成28年度共同要望運動の実施について

資料6：第40回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施要項(案)

資料7：開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会テキスト改訂WGの設置について

資料8：管理建築士講習の経費配分の見直し及び講習実施方法の協議について他

資料9：適合証明技術者業務講習と既存住宅現況検査技術者講習の同日講習の実施について

資料10：JAAF-MS T2016の改良計画

資料11：国土交通省告示第670号掲載官報他

資料12：第64回定時総会及び第125回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び運営について(案)

資料13：平成28年5月通常理事会開催通知

資料14：平成28・29年度ブロック推薦同一業界内役員候補者他

資料15-1：改正建築士法施行後の周知状況について～単位会会長へのアンケート結果より～

資料15-2：公共団体の設計業務発注に関する課題について～単位会へのアンケート結果より～

資料16-1：建築・基礎ぐい工事に関する適正な設計・工事監理の実施に向けて

資料16-2：基礎ぐい問題を受けての四会による取組みについて(第3回協議会での確認事項)

資料17：「2015年改訂版再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会」実施要項

資料18：会員・構成員異動報告書

資料19：後援・協賛名義使用の件

資料20：経過報告

■第6回 教育・情報委員会議事概要

日 時 平成28年5月12日(木)

13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 山本康一郎

副委員長 横須賀満夫

委 員 松田道佳、山梨一正、尾添信行、坂本拓三、池田賢一

事務局 前田敏明、吉田茂、千浜民子、夏目浩行

欠席者

委員 高橋 清秋

担当副会長 朝岡 市郎

<配付資料>

前回議事録

資料1 :平成27年度教育・情報委員会事業報告(案)

資料2-1 : 法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)の実施状況等について

資料2-1参考 : 建築士定期講習主要登録講習機関修了者数

資料2-2 : 建築士定期講習インセンティブ配賦の判定結果等について

資料2-3 : 管理建築士講習の経費配分の見直し及び講習実施方法の協議について

資料2-3参考①:平成28年度管理建築士講習年間実施計画

資料2-3参考②:管理建築士講習各登録講習機関修了者数

資料2-4 : 管理建築士講習に関する建築教育センター要請への対応について

資料3-1 :平成27年度「建築士事務所の管理研修会」実施結果一覧

資料3-2 :平成28年度「建築士事務所の管理研修会」年間実施計画

資料3-3 :「建築士事務所の管理研修会」知事指定状況一覧

資料3-4 :「建築士事務所の管理研修会」の目安受講者数について

資料3-5 : 建築士事務所の管理研修会テキスト改訂WGについて

資料4 :「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」講習会について

1. 平成27年度事業報告について

平成27年度教育・情報委員会事業報告(案)について、事務局より資料1に基づき、以下5項目の概要説明がなされた。

(1)「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の実施推進について

(2) 法定講習(「管理建築士講習」及び「建築士定期講習」)について

(3) 建築士事務所の業務の運営及び設計等の業務に関する新たな研修の企画・推進

(4)「建築CPD情報提供制度」の活用推進

(5) インターンシップへの支援・協力

概要説明後、委員長から平成27年度教育・情報委員会事業報告(案)について諮ったところ、異議なく了承された。

2. 法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)について

事務局より以下の報告がなされた。

(資料2-1:法定講習の実施状況等について)

・平成27年度は、管理建築士講習1,086名、建築士定期講習11,058名が受講した。

・建築士定期講習の主要登録講習機関である、建築教育センター・日建学院・総合資格の三機関の同講習の実施状況について比較すると、建築教育センターのシェアは逡減する傾向にある。

(資料2-2:建築士定期講習インセンティブ配賦の判定結果等について)

受講者確保の取組みの一環として、建築教育センターが平成27年度から試験的に取り入れているもので、特に努力している単位(士)会にインセンティブを支給する仕組みである。

上位に入った都道府県の取組みに共通するものとして、「周知・広報の積極性」、「開催頻度の増加」、「複数開催地の設定」、「低廉な会場の使用」などが挙げられる。

また、今後の事業運営の参考とするため、建築教育センターからの依頼により、インセンティブ制度に関するアンケートを単位会に実施する旨の報告がなされた。

委員から出された主な意見は以下のとおり。

・単位会・日事連双方にとって講習会は大きな財源なので、シェアを拡大したい。現在0回ならば1回に、1回ならば2回にと徐々に回数を増やす方向を目指したい。

・法定講習の周知方法を工夫してほしい。それによって受講者数が変化するかもしれない。

・受講料を民間同様に設定するのは難しいため、少々高くても

選んでもらえる方法を模索したい。

- ・民間は土日開催があるため、受講者はそちらに流れてしまうことが多いと思われる。

- ・会員については、事務所協会主催講習を受講するよう受講年度等の情報を管理すべきではないか。

(資料2-3～2-4：管理建築士講習の経費配分の見直し及び講習実施方法の協議について)

事務局より、管理建築士講習に対する建築教育センターからの申し入れに関する説明がなされた。

平成27年度と同講習の実施結果が、現在の運営方法および経費配分額の前提条件に届かない結果となったため、今後の同講習運営について協議を開始したいということと、追加講習により受講者を確保してもらいたいという2点が申し入れの趣旨である。説明後、資料2-4にて、建築教育センター申し入れへの対応について協議がなされた。

委員からは以下の発言があった。

- ・行政から事務所登録事務を委託されているので、管理建築士講習は継続していかなければならない。ただ、建築士事務所よりハウスメーカーに属する建築士の受講が多い現状がある。
- ・中四国ブロック協議会でも話題となるが、受講者が少なくなっても管理建築士講習を取り止めるという話は全く出てこない。細々とでも続けていかなければならない。
- ・廃業も多いが、新規登録も一定数あるため、管理建築士講習の需要はある。新規開業者＝管理建築士講習受講者で、事務所協会講習をPRする機会があれば、受講者は増える可能性はある。実際に開業するにあたって、講習会の有無を事務所協会に尋ねてくるケースもある。
- ・総合資格は2級建築士の受講者名簿を持っているため、3年後に管理建築士講習の受講を呼びかけられる。
- ・管理建築士講習は重要なので、定期的に講習を受けてもらえるように国に働きかける必要があるのではないかな。
- ・会員数が減少している各単位会の運営にとっては大事な収入源となるため、具体的な試算を見てもらい、講習開催につい

てご検討してもらえばよいのではないかな。

- ・建築教育センターとの協議の結果、経費配分額が変更となることはやむを得ないが、講習会の開催意欲を減退させるような減額はやめてほしい。

以上の協議の結果、各単位会に追加講習の設定を依頼するとともに、建築教育センターとの協議も並行して進めていくこととした。また、各委員は、各ブロック協議会で本件について検討することとした。

3. 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会について

(資料3-1～資料3-4)

事務局より、以下の報告がなされた。

(資料3-1：平成27年度「建築士事務所の管理研修会」実施結果について)

- ・平成27年度と同研修会受講者数は、合計で4,290名となった。平成24年度から開始した同研修会は、例年4,000名前後の受講者数で推移している。

(資料3-2：平成28年度「開設者・管理建築士のための『建築士事務所の管理研修会』」年間実施計画)

- ・平成28年度の全体実施計画は、現時点で開催回数58回・募集定員5,620名となっているが、募集定員は未確定のものも複数あるため、最終的な募集枠は、例年並みの7,000名程度になる見込みである。

- ・各単位会とも前年度並みの実施計画だが、兵庫会は実施回数・募集定員ともに積極的に増加させている。

(資料3-3：「開設者・管理建築士のための『建築士事務所の管理研修会』」知事指定状況一覧)

- ・2月1日の第5回委員会以降変更は無く、計34単位会で知事指定を得ている。間もなく愛知会でも知事指定を得られる予定である。

(資料3-4：「開設者・管理建築士のための『建築士事務所の管理研修会』」の目安受講者数について)

- ・会員には5年に1度、研修会を必ず受講してもらいたいということで、単位会の会員数を事務所登録の更新年度である5で割

った数より、平均受講者数が多くなることを目標としている。

- ・ 12 単位会で目標を下回っている状況である。

委員からは、以下の発言があった。

- ・ 知事指定がキーとなるので、未だ知事指定を取れていない単位会に協力してもらいたい。
- ・ 知事指定を取得できるか否かは、行政担当者の理解が得られるかどうかによるところが大きい。
- ・ 行政は知事指定講習を事務所の動静を把握するため重要と考えている。
- ・ 建築士でない開設者には、是非とも受講してもらいたい。受講者の増加は、建築士事務所のレベルアップにつながる。

(資料3-5：開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」テキスト改訂WGについて)

事務局より、資料3-5により、開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会テキスト改訂WGの設置および第1回WGの報告がなされた。

- ・ WG委員は、現行のテキスト執筆者等を中心に、テキスト構成について幅広く意見をいただけるよう学識経験者等にも加わってもらい構成とした。
- ・ 第1回WGで焦点になった事項は、基礎編の取扱いである。経営者の受講者が多いため、基礎編を基本的な内容でなく、実務に直結する内容に取り替えてはどうかという意見があり、単位会にアンケートを実施して基礎編と知事指定の関係を調査することとした。
- ・ アンケートの結果、基礎編を重視している行政が複数存在するため、基礎編を完全に代替することは出来ないと考えられ、基礎編をテキストの後方に置く等の対応について、第2回WGで検討する予定である。

委員からは以下の発言があった。

- ・ 日事連サービス講師の保険講義は、受講者が興味を持つ内容である。その他には、契約書のフォーマットを別枠で設けるとよいのではないかと。
- ・ 研修会用パワーポイントは良くまとまっており、使いやすくボリュームがある。ただ、一部のパワーポイント画面は文字

が細かく表示されているので、会場後方の受講者は見辛いのではないかと。

4. その他

◇震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習について

- ・ 熊本では前倒しで開催する。全4回開催（定員600名）するが、ほぼ満席である。
- ・ 熊本県は、震度6以上の地震発生確率が0～6%とされており、その確率で予算配分が行われていたため、耐震化が進んでいなかった。

◇他団体との共催による研修会の実施について

- ・ (一社)新都市ハウジング協会から、CFT（コンクリート充填鋼管）の現場見学を含んだ研修会を共催したいという提案があった。建築士事務所にも有益と思われるため、協力していく予定である。
- ・ 昨年（一社）日本膜構造協会と開催した講習会&見学会と同様の形を想定しており、企画等詳細は、新都市ハウジング協会が立案し、事務所協会は受講者の周知を担当する予定である。

◇2,000㎡超の特定建築物の省エネルギー基準適合義務化について

- ・ 省エネの適判機関を作り、適合証明書を提出しないと確認が下りない制度になる見込みである。
- ・ 8月頃から、全国複数会場で、義務化についての講習会を行う予定である。団体でも開催できるよう働きかけしている。

■第6回 業務・技術委員会議事概要

[日 時] 平成28年4月20日(水)

13:30～16:00

[会 場] 日事連会議室

[出席者] 委員長：遠藤正幸(静岡)

副委員長：小林忠志(神奈川)

委員：中原隆一(北海道)、鈴木兼次(千葉)

笠島 理(石川)、姉川博則(滋賀)、

上柿重信(徳島)、井上 彰(大分)

担当副会長：井上精二（福岡）

特別出席：繁戸和幸（BIMライブラリーコンソーシアム在り方部会委員）

事務局 専務理事 居谷献弥、前田敏明、吉田 茂

千浜民子、野出友樹、青柳恵理佳

〔配付資料〕

資料1：平成27年度事業報告（案）業務・技術に関すること

資料2：適合証明技術者業務講習と既存住宅現況検査技術者講習の同日講習の実施について

資料3：基礎ぐい工事に関する適正な設計・工事監理の実施に向けて

資料4：震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会の開催について

資料5：熊本地震対策本部の設置と今後の対応について

資料6：「JAAF-MST」維持管理ワーキンググループ資料

資料7：BIMライブラリーコンソーシアム定時総会次第

資料8：建築の低炭素化・省エネルギー化対応ワーキンググループ資料

資料9：既存住宅の活用に係わるワーキンググループ資料

資料10：建賠保険等調査専門委員会資料

議 事

【協議事項】

1. 業務・技術に係る平成27年度の事業報告について
 - ・資料1により、事務局より、業務・技術に係る平成27年度の事業報告（案）について、9項目の事業報告案の説明がなされた。登録受付期間は7月12日～7月25日、講習に係る費用や費用配分については、平成26年度と同様の枠組で行うことなどが説明された。協議の結果、資料1の通り了承された。
2. 適合証明技術者業務講習と既存住宅現況検査技術者講習の同日講習の実施について
 - ・資料2により、平成28年度の適合証明技術者業務講習と既存住宅現況検査技術者の同日講習の概要について事務局より

説明がなされた。協議の結果、資料2の通り了承された。なお、早めに単位会へ周知、PRすることとした。

【報告事項】

1. 基礎ぐい工事問題に関する対策について
 - ・資料3により、国交省より公表された基礎ぐい工事問題に関する適正な設計・工事監理のための措置について、事務局より説明がなされた。3月に「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」が出され、工事監理の実施方法や工事監理の状況の記録等について示されたほか、適正な設計について、中間検査等についてなど基礎ぐい工事問題に関して国交省から諸通達が出された旨、報告された。
2. 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会の実施予定について
 - ・資料4により、事務局より「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会」の実施要項及び各単位会の開催状況について説明された。現在45単位会で開催を予定しているが、熊本地震の発生により、熊本会では、当初6月30日の開催を5月18日に日程を前倒しし、大分会は急遽6月2日に開催することになった旨、報告された。
3. 平成28年熊本地震への対応について
 - ・資料5により、事務局より4月14日から続いている熊本地震への対応として、4月18日に臨時正副会長会を開催し、熊本地震対策本部を設置した旨、報告された。当面の対応として、情報の収集により状況などの把握、被害を受けた県以外の単位会への要請、甚大な被害を受けた県の単位会への支援、広報等を行う旨、報告された。
 - ・井上副会長より、九州沖縄ブロックより4月19日付で建築3会へ「熊本県、大分県で発生する地震に関する協力のお願い」を発信した。また、福岡会会長から、佐賀会、長崎会、宮崎会、鹿児島会、沖縄会の会長宛てに、3団体でのボランティア活動（応急危険度判定）について対応をお願いする文書を18日付で送付した旨、報告された。
4. 建築士事務所マネジメント支援ツール「JAAF-MST」のバージョンアップについて

・資料6により、事務局より「JAAF-MST2016」へのバージョンアップ計画案が報告された。バージョンアップの内容は、本体の改良の他、告示670号の搭載を予定している旨、説明された。バージョンアップにかかる費用は30万円弱を見込んでおり、6月中に「JAAF-MST2016」の提供開始をする予定である。また、これまで不参加であった広島会の参加登録が決定した旨、報告された。

5. BIMライブラリーコンソーシアムでの検討状況について

・資料7により、BIMライブラリーコンソーシアム在り方部会委員の繁戸氏より、BIMライブラリーコンソーシアムの設立趣旨、目的、組織構成が説明された。海外ではBIMライブラリーの構築に関する活動が活発であり、海外のBIMライブラリーをベースとし、日本の産業界や建築業界の意見も反映させた日本独自のBIMライブラリーの構築を検討している旨、報告された。以下のような意見交換が行われた。

・BIMの利用において、設定したパーツが増すとデータ容量が大きくなり、PCの動きが鈍くなってしまうが、どのように運用したらよいか。

→テクノロジーの進歩により、ある程度解決されると思われる。

また、BIMは検討段階で優れた能力を発揮しやすいため、設計の検討段階と施工の製作段階で、BIMの特性に応じて活用方法を分けることで効率的な利用が可能である。プロジェクトの特性を見極めたうえでBIMを活用する必要がある。

6. 低炭素・省エネルギー化対応WGの報告について

・資料8により、鈴木委員より、低炭素化・省エネルギー化対応WGの活動状況が報告された。第5回WGでは、単位会会員へ低炭素化・省エネルギー化への取り組みに関する意識調査のためアンケートを実施し、単位会の実情を把握したうえでWGの事業を検討することとなった旨、報告された。4月にアンケート調査を実施し、アンケートの回答結果を5月上旬にとりまとめる予定であるとの説明がなされた。

また、低炭素社会推進会議について、3団体が新規加入し合計21団体となった旨、第6回会議では、各加盟団体の活動報告を実施した旨、報告された。

7. 既存住宅の活用に係わるWGの報告について

・資料9により、事務局より既存住宅の活用に係わるWGの活動状況が報告された。第14回WGでは、平成28年度の適合証明技術者業務講習と既存住宅現況検査技術者講習の同日講習の開催について報告を行った。また、宅地建物取引業法の2年後の改正に向けて、平成30年以降の既存住宅現況検査技術講習について、日事連として、どのように運営するかを検討することとした。また次回WGでは、住宅リフォーム推進協議会 新技術WG委員の福島賢哉氏（東京会）に、活動状況を説明してもらうこととなった旨、報告された。

8. 建賠保険等調査専門委員会の報告について

・資料10により、事務局より建賠保険等調査専門委員会の活動状況について報告された。第35回委員会では、建賠保険の加入支払い状況についての報告の実施及び、事故事例集の内容について検討を行った。また、4月より事故審査委員会を保険会社に設置し、損害額1000万円以上の案件について検討することとなり、事故審査委員会委員として、建賠保険等調査専門委員会から2名選任した旨、報告された。

9. その他

・上柿委員より、都市計画区域外で確認申請が不要の場合、工事届未提出であっても罰則がないため、建築士が関与せずとも建物を建築できてしまう地域があるのは問題なのではないかとの意見が出された。

■第18回 構造技術専門委員会議事概要

日 時 平成28年4月15日（金） 14:00～16:30

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 西 邦弘

副委員長 鈴木正英

委 員 仲山雅一、臼井勝之、山浦晋弘

事務局 専務理事居谷献弥、千浜民子、青柳恵理佳

【配付資料】

第17回構造技術専門委員会議事概要

資料1-1 基礎ぐい工事に関する適正な設計・工事監理の実

施に向けて

資料1-2 C L Tを用いた建築物の一般的な設計法等の策定について

資料1-3 「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策」周知用リーフレット

資料2-1 「2015年 構造設計Q&A集」講習会の開催状況について

資料2-2 「2015年 構造設計Q&A集」についてのQ&A

議 事

○井上委員が国土技術政策総合研究所から国立研究開発法人建築研究所に異動になり、国総研にて新たな委員を選任中であること、及び歌代委員が構造係長から省エネ関連の部署に異動になり、構造係長の後任者に委員を依頼する予定であることが事務局より報告された。

議題1. 構造技術に関する諸状況について

○事務局より、資料1-1に基づき、国交省より基礎ぐい工事に関する適正な設計・工事監理のための措置として、基礎ぐい工事における工事監理ガイドラインの策定、地域の特性に応じた設計方法に関する周知徹底、建築基準法に基づく中間検査における工事監理状況の確認等が公表された旨、説明された。今後、工事監理者としては基礎ぐいの施工の確認を、設計者としては地盤調査結果に基づいて適切な設計が求められることとなることである。

次のような意見が出された。

- ・公共建築物の杭工事を行う際は、全数立ち合いとなった。
- ・積分電流計で層にかかった力を測定するのだが、職人の感覚での判断が最も正確であり、機械での想定値では判断できないのが実態である。
- ・後々の不安を払拭するためには、地盤調査の箇所を多くすることが最良だが、費用と時間がかかってしまう。

○事務局より、資料1-2に基づき、C L Tを用いた建築物の一般的な設計方法に関する告示の公布・施行について説明がなされた。C L T協会及び日本住宅・木材技術センターにて、告示

の解説等を5月目途に、設計施工マニュアルを9月目途に取りまとめ、その後に講習会が開かれる予定である旨、報告された。意見交換を行い、次のような意見が出された。

- ・防火被覆無しで木材を利用可能になるのは良い。
- ・講習会を受けないと、C L Tの利用は難しい。
- ・規格品として一般に普及することが狙いだが、現状はオーダーメイドでの供給であり、まだ普及できていない。
- ・C L Tのコストは、R Cの2倍すると聞いたことがある。

○事務局より、資料1-3に基づき、超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動への対策案の周知用リーフレットが国交省より送付された旨、報告された。リーフレットは、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動への対策案が取りまとめられた際に、国交省のホームページに掲載される予定である。次のような意見が出された。

- ・大阪地域で、赤色部分（建設時の想定を上回る可能性が高い地域）が2カ所になっているのはなぜか。

→もともと赤い部分は海だったが、上町大地が南北につながったことにより、東大阪付近にも地盤の弱い地域ができたためである。

- ・建築主から「関東は大丈夫なのか。」との質問をされたことがある。相模トラフの結果が出ないと関東の危険度が判断できない。

議題2. 「2015年構造設計Q&A集講習会」の実施状況について【講習会の状況について】

○事務局より、資料2-1に基づき、「2015年 構造設計Q&A集」講習会について、日事連ホームページ及び会誌にPRを掲載した旨、報告された。また、4月14日までの講習会の開催状況について報告がなされ、以下のような意見交換がなされた。

- ・東京会では、4月14日に講習会を開催し、83名が受講した。募集開始から一週間ほどで定員に達してしまったため、要望があれば追加講習を行う予定である。

→大阪会でも、一週間で120人の定員に達してしまったため、追加講習をDVDで行い、70名が受講した。

- ・受講者が熱心に聞いており、好評であった。

・初版3,000部に対し、約2,000部が販売済みとのことだが、これから講習会を開催する分のテキストを含めた数字なのか。

→これから講習会を開催する分は含めていない。講習会以外でも販売数は伸びている。

・大阪の建築学会で開催した保有耐力の講習会で、「黄色本」、「Q&A集」、「建築構造審査・検査要領」が三位一体の構造関連の書籍として紹介された。

・大阪の裁判所では、構造設計Q&A集が利用されており、宣伝を兼ねての東京と大阪の裁判所（建築専門部）に寄贈してはどうか。

【講習会で出された質疑について】

○山浦委員より、資料2-2に基づき、「2015年 構造設計Q&A集」講習会後に出された質問に対して、2章の回答を記入した旨、説明がなされた。

各Q&Aについて意見交換の結果、以下のように決定した。

・回答は、法定事項として決まっていることなのか、日事連の見解なのかを明確にして作成する。

・答えにくい質問も含まれているので、ホームページ掲載用として質問を作成し直すことも考えられる。

・項目番号と項目の見出しの間に罫線を入れた方がわかりやすい。

・残りの講習会の開催により、質問は今後も増えるが、出てきた質問から随時回答を作成することとする。

・東京で開催した講習会の質問は4月27日までの提出となっており、東京会で取りまとめた後、日事連に送付されることとなっているが、既出の質問を優先して対応することとし、東京部会で、1章と3章の既出の質問に対する回答を取りまとめて、4月26日までに山浦委員に送付することとした。

・Q&A集の誤記を指摘した質問については、指摘が正しい旨の回答を作成し、正誤表にも反映させることとした。

・正誤表は、従来の平成28年1月25日付の正誤表の下に、新たな日付版の正誤表を追加する形で作成することとした。

・国総研に確認を依頼するにあたり、Q&A集の作成に携わってきた経験から、引き続き井上委員にお願いしてもよいか確認す

ることとした。

・他会に問合せ中の場合は、その旨を回答欄に記入し、なぜ回答が遅れているのかを明確にすることとした。

【その他】

○建築構造審査・検査要領―実務編審査 マニュアル」の改訂版が完成しつつある。Q&A集と黄色本との三位一体の本として、紹介文を作成してもらうため、J C B Aの委員会にQ&A集を寄贈した旨、西委員長より報告がなされた。

議題3. 外部委員会の状況報告について

○長期優良住宅の総合的検証委員会について、昨年度は開催されていない旨、西委員長より報告された。また、前委員の中島氏に出席いただいている外部委員会の状況については、あらためて確認して報告してもらうこととした。

◇次回委員会

平成28年7月21日（木）14:00～16:30（日事連会議室）予定

■第36回 建賠保険等調査専門委員会議事概要

日 時 平成28年5月9日（月）

13:30～15:30

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 井上精二

副委員長 佐々木宏幸

委 員 遠藤正幸、加藤義道、鳴海義一、古谷雄一

オブザーバー 小川圭一、阿部功（日事連サービス）

（欠席：中川孝昭）

小山隆史、中嶋直樹、山口康喜（東京海上日動）

事務局 居谷献弥、前田敏明、吉田茂、千浜民子、青柳恵理佳

<配付資料>

第35回建賠保険等調査専門委員会議事概要

・資料1-1 建賠保険の加入状況について

- ・資料1-2 建賠保険の支払い状況について
- ・資料2 建賠保険の事故事例
- ・資料3 審査委員会開催までの流れについて
- ・参考 日事連・建築士事務所賠償責任保険事故審査委員会 規約

<議 事>

議題1. 建賠保険の加入・支払い等の状況について(資料1-1、1-2)

(1) 建賠保険の加入の状況について

○日事連サービス阿部氏より資料1-1により平成28年1月～3月までの建賠保険の加入状況が報告された。会員の加入率は3月末で27.8%であり、前年同月比は会員が54件増、非会員は77件増であった。続いて、会員事務所の平成28年度の加入継続件数について報告がなされた。3月末の加入件数4,109件のうち、3,991件が継続契約を行った。継続しなかった118件のうち、3件が廃業担保特約付帯の賠償責任保険での契約を行い、30件が非会員として継続契約を行った。また、53件の会員が新規契約をし、5月9日現在で合計4,044件の会員が加入している。件数は3月末よりも減少しているが、例年通りの推移である。(参考:5月初旬に引落し不能者の継続状況が確定する。)

(2) 建賠保険の支払い状況について

○東京海上・小山氏により資料1-2により、平成27年4月から平成27年10月までの支払い事例の中から抜粋した6件について報告された。

○支払状況について次のような質疑がなされた。

- ・監理は保険の対象外であるが、設計者の業務には監理にあたる業務もあり、減額設計を行うことは監理に該当するのではないのか。
→全ての監理業務が保険対象外となるのではない。施工図の承認書の作成や施工者に対する指示書の作成業務は保険の対象となる。この事例の場合は、減額設計の図面が残っていたため、支払対象となった。
- ・施工の責任割合について、裁判の判例などでは施工者の責任割

合は20%より大きいのではないかと。

→設計施工を一緒に訴えることが多く、設計・施工の責任割合を裁判で明確に下すことはほとんどない。和解協議の場合は設計・施工の責任割合を明確にするが、保険に入っているということで設計の責任割合を大きくすることが多い。

- ・施工者が基準法違反を認識の上で施工した事故、気付かずに起きた事故とでは、施工者の責任割合が違うべきだが、差をつけて検討しているのか。

→差はほとんどつけていない。

- ・判例でも責任割合はまちまちである。委員会として共有する方法はあるか。

→事例の積み重ねの中で検討していきたい。

- ・支払事例のフォーマットにおいて、建築物の概要の「建床面積」は「延床面積」の誤りである。

- ・支払事例No.1078の事故の概要において、「3階建築面積」は「3階床面積」の誤りである。

議題2. 事故事例集の作成について(資料2)

○日事連サービス阿部氏より資料2により、建賠保険事故事例集の事例案について、過去2年半の支払事例の中から16事案を選定した旨、説明がなされた。意見交換を行い、以下のような意見が出された。

- ・支払った事例と支払われなかった事例の両方を載せた方がよいのではないかと。
- ・基本補償かオプションプランかを記載した方がよいのではないかと。
- ・年間の支払い件数や支払金額の分布データを載せてはどうか。

○協議の結果、当面は日事連サービスのホームページに事故事例集を掲載することとし、冊子等の他の媒体にするかは、委員改選後の委員会で検討することとした。ホームページ掲載用の事故事例集の記載内容や表現については、加藤委員、古谷委員、日事連サービス、事務局でさらに検討することとした。

議題3. 建築士事務所賠償責任保険審査委員会について(資料3、参考)

○事務局より資料3により、事故審査委員会の打ち合わせ会が4月12日に開催され、事故審査委員会の開催までの流れ、事故対応のポイント及び事故対応の流れ、書類例、守秘義務契約、報酬請求について、打ち合わせた旨、報告された。

○東京海上・小山氏より資料3により、事故審査委員会の開催までの流れについて説明がなされた。審議対象事案は、請求金額1,000万以上の事案である。原則、偶数月の第3木曜日に開催し、対象事案が発生しなかった場合は2週間前までに中止を決定する旨、報告された。当委員会にて事故審査委員会の活動状況を報告する際は、守秘義務契約順守のため、東京海上において1枚紙の報告資料を作成し、報告することとした。

■第6回 広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成28年4月21日(木) 14:00～16:25

場 所 日事連会議室

出席者 委員長：栗原憲昭

副委員長：池田修平

委員：相場博、金山泰夫、福本保治、

丸川眞太郎、川崎安彦

担当副会長：富岡學

事務局：前田敏明、鈴木雅之、三浦知子

欠席者 委員：初鹿和久

<配付資料>

資料1：平成27年度 広報・渉外に関する事業報告(案)

資料2：平成28年度 広報・渉外に関する事業計画

資料3：平成27年度共同要望運動活動報告一覧

資料6：平成27年度建築士事務所キャンペーン事業報告一覧

資料7：平成28年度建築士事務所キャンペーンについて

資料8：「安心して家を建てるには」(案)

資料9：平成28年度台割表

資料10：平成28年度日事連建築賞について

資料11：熊本地震対策本部の設置と当面の対応について

資料12：改正建築士法の施行に向けた周知の取り組みについて

ての紹介(会誌抜粋)

資料13：日事連ホームページ

議 事

1. 平成27年度事業報告について

事務局から資料1により平成27年度事業報告(案)について5項目の説明がなされた。

協議の結果、(4)会誌の発行・充実に、全頁カラー化を図りより読みやすい誌面構成及び特集・連載企画を立てたこと、広告の年間契約を得て掲載していること等を盛り込むこととした。

2. 平成28年度事業計画について

事務局から資料2により、前回委員会後にメールにて連絡したとおり、日事連の正副会長及び常任理事会にて委員会の担当業務について検討が行われ、これまで総務・財務委員会の事業としていた「日事連建築賞の実施」について、その業務内容の妥当性から広報・渉外委員会の事業に移管することとなり、平成28年度事業計画に追加されたことが改めて報告された。

3. 共同要望運動について

3-1. 平成27年度共同要望運動報告

事務局から資料3により平成27年度共同要望運動の結果について、次の趣旨の説明がなされた。

共同要望運動を実施したのは35単位会、単位会独自の要望運動を実施したのは22単位会であった。また、横浜市建築局ではCPDが評価項目に追加、福祉局のプロポーザル設計契約の際の手引きに告示15号によることが明記される等、要望運動の成果は見られつつある。

3-2. 平成28年度共同要望項目について

事務局から資料4により、前回の委員会で追加することとなった要望項目2(価格以外の要素を考慮)の設計工期の確保に関する文案について説明がなされた。

協議の結果、以下の文案に決定した。

．． 文略．．

従いまして、公共建築物の設計・工事監理業務の設計者選定

に際しては、「公共工事事確法」の趣旨に則り、適切な設計工期の確保とともに、価格以外の要素を考慮した選定方式を採用されますよう特段のご配慮をお願いします。

．．文略．．

また、事務局から資料5により、公共工事における多様な発注方式に関するアンケート結果について説明を行った。設計施工一括方式に関する共同要望項目の追加に関しては、今後出される執務環境WGでの報告や建築5会での見解等を鑑み内容を精査する必要があるため、今年度は取り入れないこととした。

4. 建築士事務所キャンペーン事業について

4-1. 平成27年度建築士事務所キャンペーン事業報告

事務局から資料6により平成27年度建築士事務所キャンペーン事業報告一覧の説明がなされた。キャンペーンを実施しなかったのは2会で、1会については開催場所とのスケジュールが合わず開催できなかったと報告を受けている。

今回提示した資料は現在単位会に内容を確認中であり、確認が取れ次第、全単位会に送付し情報提供する。また、キャンペーンについては、会誌9月号で和歌山会、本年2月号で熊本会、来月5月号でも広島会を掲載することとし、情報提供に努めている。

4-2. 平成28年度実施要項及び実施要領について

事務局から資料7により平成28年度建築士事務所キャンペーン事業について以下のとおり説明がなされた。

本年度はキャンペーンの実施経費として、上限10万円を単位会に助成する。但し、平成29年度以降については未定である。

配布資料は、昨年同様「国民への周知パンフレット」、「安心して家を建てるには」改訂版（8月中旬に改訂予定）及び「建築主 建築士法改正に係わるパンフレット」に加え、「建築士向け 建築士法改正に係わるパンフレット」の4種類とする。実施要項（案）について諮ったところ、原案どおり了承された。

4-3. 「安心して家を建てるには」の改訂について

事務局から資料8「安心して家を建てるには」（案）につい

て、前回委員会時より変更した主な修正部分について、次のとおり説明がなされた。

「1. 新築住宅を手に入れる方法」の、建築士事務所以外に住宅を依頼する場合については概ね利点のみの簡潔な文とし、瑕疵担保責任保険情報については保険協会より転載許可が得られたため追記した。

今後、さらなる追加修正等意見があれば、5月13日までに事務局に連絡し、その後の作業については事務局に一任し進めることとした。

5. 会誌編集専門委員会報告

丸川委員から資料9により以下のとおり会誌編集専門委員会の報告がなされた。

6月号の特集は「庭の作法」である。前回の委員会ではおおまかに年末までの特集を決めたところではあるが、熊本地震を受け今後特集等が変更される可能性がある。

4月号はBIMの特集であったが、今後関連して発注方式・設計事務所の形態が変わる可能性もあり、それら含めてまた特集等で取り上げていけたら良いと思っている。

また、事務局より委員に所属単位会に対し、昨年9月より連載している「美術館・博物館巡り」、「訪ねてみたい街ガイド」及び「単位会だより」への寄稿や「景観・まちづくり地域探訪」連載のためのまちづくり情報の情報提供について依頼した。

6. 日事連建築賞選考委員会報告

事務局から資料10により、平成28年度日事連建築賞についての報告がなされた。

現在応募受付中で、単位会での第1次審査を経、第2次審査（現地審査を含む）として日事連建築賞選考委員会の審査を経て賞を決定する。委員構成は富永譲委員長他6名で、日事連からは横須賀満夫理事が加わっている。

委員より、今後広報・渉外委員より選考について把握するため選考委員会に参加した方が良いのではないかという意見が出された。事務局から、これまで総務・財務委員会より委員は出しておらず、審査の公平性の観点から参加しない方が良いとの説明があった。次年度広報・渉外委員会では、平成29年度日

事連建築賞募集要項について諮ることとなる。

7. 熊本地震対策本部の設置と当面の対応について

事務局から資料11により、熊本地方を震源として発生した地震について、日事連では災害対策活動を機動的かつ総合的に推進し単位会の活動を支援するため、大内会長を本部長とする熊本地震対策本部を設置したことが報告された。

8. その他

○改正建築士法の周知について

事務局から資料12により、これまで実施した改正建築士法の施行の周知活動について次のとおり説明がなされた。

周知ポスターの掲示、名刺・封筒を利用した周知、会誌・ホームページでの広報、住宅関連雑誌への掲載依頼、業務報酬基準に準拠した契約の徹底に関する共同要望の実施である。今後、特に一般消費者に対しての周知活動をどうすべきかについて協議した。

ホームページでの周知の他、実際に施主になる人に対して必要な周知であることから、単位会で行っている建築相談や建築士事務所キャンペーンの来場者に、建築士法改正に係るパンフレットを渡す等での周知、その他建築110番などでの対応になるのではないかと意見が出された。

○ホームページについて

事務局から資料13により、現在の日事連ホームページの掲載情報についての説明がなされ、今後必要なホームページの改善点について以下の件について意見交換を行った。

前委員会時に説明した事務局で整理した広報・渉外関係業務の見直しの中で、現ホームページは日事連からの発信情報のみで、近隣または全国の単位会間で相互情報共有が図れていないため、オープンな単位会情報のサイトを作ってはどうかという提案をした。また、会誌編集専門委員からは以前に、会員事務所へは1冊しか会誌が送付されないため、会誌のデータを会員専用サイトから所員が読めるようにしてはどうかという意見が出されている。

会誌のデータに関しては、電子データで読めるのであれば会誌は必要ないという意見も出てくる可能性があり、パスワード

でセキュリティをかけたとしても全データを公開することは難しいという意見でまとまった。

今後、必要と思われる改善があれば事務局に連絡をすることとした。

○広報・渉外委員会について

このメンバーでの委員会の開催は今回で最後となる。6月の総会后、任期満了に伴い委員会を再編成するが、新委員会が立ち上がるまでは現行の委員が引き続き任に当たることを確認した。

■第7回指導運営委員会議事概要

日 時 平成28年4月26日(火)

14:00~16:30

場 所 日事連会議室

出席者 委員長：仲元典允 副委員長：渡邊淳悦

委員：藤原薫、山下登、五十嵐鈞有、若林亮、佐々木世希

担当副会長：田畑光三

(欠席：田中之博委員)

事務局：居谷専務理事、前田、千浜、野出、吉田

< 配布資料 >

資料1 平成27年度 指導運営に関する事業報告(案)

資料2 平成27年度下半期 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)

資料3 「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」研修会 実施状況一覧

参考 「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」研修会の継続的な実施について

議事1. 平成27年度 指導運営委員会に関する事業報告について

平成27年度の指導運営委員会の事業報告案について、資料1に基づき事務局より説明がなされた。今期の苦情相談申込受付件数は、全単位会で59件となり、法定団体となった平成21年以降で最少となった。

各委員において事業報告案の内容を確認し、これを了承した。
議事2. 平成27年度下半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について

平成27年度下半期の苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について、資料2に基づき事務局から説明がなされた。下半期は8単位会から13事例が提出された。

提出された事例の内容を1つずつ確認していき、問題点や追記すべき事項等を協議した。記述内容に関して、問題点や不明点等があれば担当委員から単位会へ確認し、分かりやすく修正することとした。

事例の修正等を担当する委員については、以下のとおり担当者を割り振ることとし、5月末を期限に、修正した部分を赤字にして事務局まで返送することとした。

福島会 ・ ・ ・ ・ 藤原委員
埼玉会 ・ ・ ・ ・ 五十嵐委員
東京会 ・ ・ ・ ・ 山下委員
神奈川会 ・ ・ ・ ・ 渡邊副委員長
和歌山会 ・ ・ ・ ・ 若林委員
長崎会、大分会 ・ ・ 佐々木委員
沖縄会 ・ ・ ・ ・ 仲元委員長

また、特に参考となる事例については、会誌「日事連」に掲載することとし、該当する事例をピックアップすることとした。

議事3. トラブル予防研修会について

「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」研修会について、資料3及び参考資料に基づき事務局から説明がなされた。4月11日付で研修会の継続的な実施を全単位会に依頼したことや、少なくとも現時点で8単位会が平成28年度中に研修会を開催予定であることが報告された。

テキストの改訂については、昨年の建築士法改正に関連する苦情事例を掲載するのが良いとの意見が出されたが、現在はまだ集まっていないため、集まってからの対応とすることとした。

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成28年

7月	1日	事務局連絡会議
	4日	管理研修会テキスト改訂WG
	8日	常任理事会
13日		建築の低炭素化・省エネルギー化対応WG

■平成28年5月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成28年5月1日～5月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,027		4,545	22.6%	240		23.4%
青 森	179		961	18.6%	38		21.2%
岩 手	278		1,056	26.3%	66		23.7%
宮 城	361		2,099	17.2%	74		20.5%
秋 田	143		1,115	12.8%	43		30.1%
山 形	177		1,199	14.8%	55		31.1%
福 島	229		1,647	13.9%	64		27.9%
茨 城	500		2,118	23.6%	149		29.8%
栃 木	174		1,417	12.3%	85		48.9%
群 馬	186		1,795	10.4%	93		50.0%
埼 玉	504	- 1	5,063	10.0%	118		23.4%
千 葉	414	+ 1	3,553	11.7%	120	- 2	29.0%
東 京	1,553	+ 6	15,564	10.0%	515		33.2%
神奈川	771		6,311	12.2%	194	- 1	25.2%
新 潟	324		2,408	13.5%	129	+ 1	39.8%
長 野	433	- 1	2,241	19.3%	120	- 2	27.7%
山 梨	105		853	12.3%	9		8.6%
富 山	304		1,283	23.7%	57	- 1	18.8%
石 川	294		1,324	22.2%	52	- 1	17.7%
福 井	233		1,023	22.8%	54	- 1	23.2%
静 岡	437		3,258	13.4%	133		30.4%
愛 知	553		5,218	10.6%	127		23.0%
三 重	183		1,293	14.2%	66		36.1%
滋 賀	181		1,182	15.3%	33		18.2%
京 都	329		2,187	15.0%	90		27.4%
大 阪	784	+ 2	6,603	11.9%	186	+ 1	23.7%
兵 庫	423		3,637	11.6%	106	+ 1	25.1%
奈 良	110		952	11.6%	23		20.9%
和歌山	120		797	15.1%	25		20.8%
鳥 取	96		503	19.1%	46		47.9%
島 根	128		707	18.1%	67		52.3%
岡 山	397	+ 3	1,548	25.6%	63		15.9%
広 島	343		2,401	14.3%	123		35.9%
山 口	114	+ 1	1,100	10.4%	36		31.6%
徳 島	96	+ 1	885	10.8%	15		15.6%
香 川	102		1,134	9.0%	17		16.7%
愛 媛	158		1,220	13.0%	37		23.4%
高 知	139		655	21.2%	25	+ 1	18.0%
福 岡	465	- 1	3,808	12.2%	148		31.8%
佐 賀	175	- 1	631	27.7%	33		18.9%
長 崎	247		862	28.7%	43	+ 1	17.4%
熊 本	221		1,326	16.7%	95	- 1	43.0%
大 分	144		945	15.2%	38		26.4%
宮 崎	120		1,089	11.0%	54		45.0%
鹿児島	321		1,327	24.2%	84		26.2%
沖 縄	195	- 2	1,306	14.9%	58		29.7%
計	14,770	+ 8	104,149	14.2%	4,046	- 4	27.4%

※建築士事務所登録数は平成28年3月末日現在の数字である。